社会福祉法人邑楽町社会福祉法人役員報酬等の支給基準

（報酬）

理事（会長）	１回　3,000円	監事	１回　3,500円
常務理事	１日　300円	評議員	１回　3,000円
理事	１回　3,500円		

1. 公務員が役員等に就任した場合は、報酬の支給はしないものとする。
2. 役員の報酬等の支給については、ただその地位にあることによってのみ支給することはできず、役員会等への参加をもって支給の要件とする。
3. 会長たる理事及び常務理事の報酬支給上限額は、会長年間20万円、常務理事年間6万円とする。